

7月臨時教育委員会会議録

- 1 開催日時 平成24年7月10日（月） 9時00分～10時46分
- 2 開催場所 武雄市役所 4階会議室
- 3 出席者名 教育委員：諸石委員長、古場委員長職務代理者、猪村委員、前田委員、浦郷教育長
事務局：古賀教育部長、白濱教育部理事、大宅教育総務課長、井上文化・学習課長、
錦織生涯学習係長
- 4 傍聴者数 なし
- 5 報道関係者 なし
- 6 議事録署名人の指名 【古場委員を指名】
- 7 議 事
第19号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理候補者の選定について
- 8 会議録

午前9時 開会

○委員長

おはようございます。では、臨時教育委員会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事録署名人を指名したいと思います。古場委員さんをお願いします。

今日は図書館のことが主になると思います。早速議事に入ります。第19号議案について、課長お願いします。

○教育総務課長

第19号議案武雄市図書館・歴史資料館の指定管理候補者の選定について、資料により説明
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社から、図書館・歴史資料館の指定管理者指定申請書が提出された。教育委員会が候補者を選定することになっているため、提案する。)

文化・学習課長から補足説明あり。

○文化・学習課長

図書館・歴史資料館の指定管者指定申請書が提出されましたので、選定をお願いするものです。資料の確認をお願いします。まず、図書館・歴史資料館管理業務仕様書、指定管者指定申請書、それから参考資料として、指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定通知書、個人情報保護審議会への諮問書、同審議会からの答申書、以上です。

仕様書について説明（1ページから順に読み上げて説明）

CCCから提出された指定管理者指定申請書について説明（2ページ事業計画書統括票から順に読み上げて説明）

○委員長

今、説明をいただきましたが、何かご質問等ありましたらどうぞ。

○A委員

図書館の管理業務仕様書作成については、大変だったと思います。ご苦労様でした。

CCCからの指定管理者指定申請書は、仕様書に基づいて提出されたと思いますが、受け取るときは、プレゼンテーションとか何か説明を受けられて、受理されたのですか。

○文化・学習課長

口頭での説明は若干受けました。後は私どもの方から質問をしながら、質疑応答の形で、特段プレゼンテーションという機会は設けておりません。

○Ａ委員

申請書の説明を受けながら、質問をして、受理されたということですね。特に市からの指摘で申請変更した点などありましたか。仕様書に基づいてあれば無いとは思いますが。

また、申請書の13ページの収支予算がありますが、単年度で1億1000万円で残が出た場合は、翌年度に繰り越して使うことができるのですか。

○文化・学習課長

指摘等はありません。また、法令担当のほうにも確認した結果、返還を求めることはできないということで、確認しています。業者の努力の結果であるとしています。ただ、指定管理の方の通帳は別にしてくださいと言っていますので、少なくとも指定管理の期間は、その分は繰り越していくということになります。

○Ａ委員

5年後、29年度の決算をしたときに残が出た場合は、ＣＣＣさんの受け取る利益となるのですか。

○文化・学習課長

そういう形になります。他の指定管理についても同じような形になっています。当然、大幅な利益が出る実績になれば、次の指定管理料の見直しの時には、参考にすると思います。

○Ａ委員

1億1000万円というのは、5年間ずっと固定ですか。

○文化・学習課長

今回の指定管理料については、変動しないこととしています。5年間と言う考え方ですが、これまで3年だったんですが、特に新しいサービスを展開していただくこと、公立図書館としては初めての試みでありますので、3年間という短い期間ではなくて、一定の期間事業を行っていただいて、評価をさせていただきたい、或いは、皆さんの反応を見たいと。それと、司書の専門的な知識の向上には一定の年数がかかるということで、5年をめどにしていくということです。

○Ａ委員

確かに、指定管理期間の3年間は短いと思います。2年目くらいで次の指定更新の準備をしなければならないので、5年は適当だと思います。

あと1点、歴史調査に関することは除くとなっていますが、今後はどこが携わっていくのですか。

○文化・学習課長

現在、図書館・歴史資料館には、図書館業務に携わる職員と、歴史資料館に携わる職員がおりまして、歴史資料館に携わる職員は直営で残りますので、そのまま職員がやります。

○Ｃ委員

貸出カードは両方が使えるということですが、自動貸出機も両方のカードが使えて、Tポイントが付与されるサービスも受けられるのでしょうか。

○文化・学習課長

手続きの方法ですが、現在のカードをそのままTポイントはつかなくていいという方は、そのまま

そのカードが使えます。Tカードを持っていてそれを使用したい方、または新しくTカードを作って利用したいという方と分かります。

お尋ねのポイントが付くというのは、自動貸出機を利用された方はTポイントが付くのを希望された方なので、当然Tカードの利用者ということになります。

〇C委員

承知しました。

〇委員長

他にございませんか。

事業評価に関する事項は、申請書のどこにありますか。

〇文化・学習課長

それは、指定管理終了後に自己評価、或いは教育委員会が実際に仕様書通りに実施していただいたかチェックするもので、現在はその評価書が提出されたわけではありません。今後、指定管理を行ったときに出していただくことになります。

〇委員長

一応月例報告という形で出てきたのを評価するのですか。

〇文化・学習課長

月例報告や年次報告を出していただくことにしておりますので、これからまた詰めていきますが、当然その中に入ってくると思います。図書館の運営者としての自己評価というものも併せて報告いただくことになります。

〇A委員

予算のことですが、人件費は今いらっしゃる方たちの人件費を基礎にして算出されたのですか。

〇文化・学習課長

これについては、先方の業者のほうで算出されました。現在の市の職員については、引き揚げますので当然含まれておりません。この組織図に含まれる職員の方の人件費になります。

〇A委員

一旦は退職して、新しくCCCに採用されたらそちらの基準の給料になるわけですね。勤務は4週8休制になりますか。

〇文化・学習課長

9ページに勤務体制が書いてありますが、一応シフト制という形で、週休2日と書いてありますように、週休2日を基本にしながらシフトが組まれると聞いております。

〇委員長

職員採用は、地元採用が原則ですか。

〇文化・学習課長

要望としましては、できるだけ地元雇用を図ってください、現在の図書館の司書さんを中心にしてくださいとお願いしております。

〇委員長

人事については、お願いという形にしかならないですかね。

〇文化・学習課長

どうしてもスタート時点からうまく運営を図るためには、それぞれ経験を持った方の配置が必要になりますので、新たに職員になられる方、当然研修はされると思いますが、そういった意味で決められた人員の中で地元の人員を配置できる人数が決まってくると思われます。そういう中で、今働いていらっしゃる方を地元雇用という形でぜひ採用していただきたいと要望はしているところです。それを原則として、全部絶対してくださいとは、先方の指定管理にかかわる分ですので。

○委員長

ある程度の専門性が高く、ツタヤという経営のやり方かもしれませんが、市民が求めるものに近づくために、一人でも多くの地元採用をお願いしていただきたい。

○A委員

ほかの例ですが、県の体育施設が民間になって、その本社が他県となり佐賀県内に支店がないことと、消耗品とかの物品購入は2万円以上は本社決済ということで、全部、たとえば用紙のような消耗品でも本社所在地から来ているようです。今回の場合は、図書館で使う品は武雄市内の業者さんから購入というようなことも決めていた方がいいのではないのでしょうか。

○文化・学習課長

そこについては、相手方に詳しいところはお尋ねしていないですが、今後聞いてみたいと思います。ただ、効率的な経営のためには大量に本社で購入されたりというケースもあるのかなと思いますし、先ほど委員長から言われた地元採用、地元企業の育成のためにも活用していただきたいということはお願います。

○委員長

してみているいろいろ出てくるかと思いますが、指定管理の反対者の中にも、同業の本屋、文具屋さんが不安を感じていらっしゃるから、こんな感じでつながりができるんだということができていけば、指定管理にした意義が市民の方に理解していただけるのかなと思います。今までの反対者の中にはそういう方がたの意見が強かったりとか聞いたりしていたものですから。ツタヤさんも営業もあるし、こつちもあるから、お互いにどうしていくか難しいなと思いつつ、地域に配慮していただければと思います。

それから、偶然テレビで見たのですが、ある図書館で利用が多くなった理由の一つに、電車に女性専用があるように、図書館にも女性専用のコーナーがあると、女性の利用者や子ども連れもそこが女性だけで安心していただけるし、利用できる。という利用者の声が出ていました。最近はそのような感覚も出てきているようです。参考まで。

○文化・学習課長

ありがとうございます。参考にさせていただきます。児童コーナー、それについては確保するという事で、お願いをしています。

○委員長

狙いは、市民サービス、市民が利用しやすい、一人でも多くの人が利用することが狙いであれば、そういうことも必要かなと。

○文化・学習課長

直接図書館には関係ありませんけれども、DVDを使ってなつかしい映像に出会えたり、あるいは、今までDVDになっていないものもDVDにおとして、高齢者の方の利用を促進するという事で、幅広く、小さい方からお年寄りの方までご利用いただけるようなサービスをするというような話も聞いて

おります。

〇C委員

館内は禁煙になりますか。カフェコーナーとかもできるので。

〇文化・学習課長

禁煙にさせていただくようお願いします。

〇A委員

委託料が1,532万円で設備維持管理費となっていますが、この中には警備委託や保守点検等も含まれていますか。

〇文化・学習課長

含まれております。

〇委員長

図書館協議会とのかかわりは。

〇文化・学習課長

図書館協議会は継続します。

〇教育部理事

申請書の8ページにあります。

〇C委員

細かいことですが、現在のカードは、借りた本、返す日が分かりますが、ポイントが付く新しいカードは、どこかの画面でそれが見えるのですか。返却の際に、今のカードは何日に返さなければならないということが明確にわかるので、それを頼りに返しに行っているものですから、利用する際に、自分ならどっちにしようかなということ。

〇文化・学習課長

何の本を借りていて、何日に返すということが分かった方がいいということですね。そういう利用者の方の声もあるということで、それは検討させていただきたいと思います。今まではそういうものが分からないようにということで進めてきたものですから。本人さんには、分かったほうが良いということですよ。ツタヤさんで借りるときには別に紙があって、何日までですよと書いてありますね。

参考資料でお渡ししている通知書等についてご説明をいたします。

まず、指定管理候補者選定委員会会長から教育長あてに出された文書は、庁内の指定管理候補者選定委員会というのがありまして、7月5日に開催し、この申請書に基づいて協議をしていただきました。そこで指定管理候補者として適当であるとの通知です。

7月6日に開催されました個人情報保護審議会ですが、教育長から3つ諮問されました。下に書いてあります3つが諮問内容でして、一つは、武雄市図書館の本の貸出し期間は15日間で、どちらのカードを利用されても15日以内に返すと自動的に貸し出し履歴が消えますが、統計に使う情報、たとえばこの本が50代の男性に借りられたとか、このジャンルの本は30代の女性によく借りられるとか、次の選書等に活かすために使わせていただきたいということで、個人が特定できないように、年齢・性別・どの地域にお住まいかの情報を統計データに使うことは、個人が特定できないので、個人情報ではないと思いますが、いかがでしょうかという諮問です。これについては、問題なしという答申です。

二番目は、Tカードを利用してポイントが付くようにしてほしいと希望された方ですが、ポイントが

付くためには図書館のデータを管理したシステムの中から、CCCのポイントシステムに情報を提供しなければなりません。これも個人が特定できる情報ではなくて、Tカードを使うとT会員番号と何月何日何ポイント付いたという情報がCCCのポイントシステムにいくということですが、こういうふうに情報が提供されますが、いいですねと規約をお見せして同意をいただきます。同意があれば、情報提供してもいいですかというのが諮問です。これに対しては、前提として個人の同意があるので、問題なしという答申です。

3 番目ですが、今ある図書館のシステムもCCCのポイントシステムもすべてCCCが管理することになります。市が適正な管理をしなければならないとなっていますので、市とCCCとの間で協定書を結びます。協定書の中には、個人情報に関する特記事項を設けて、特別にその内容をお互い確認します。協定書を結んで、適正な管理がされる委託をします。それについては、委託上問題ないですかという諮問です。これについては、基本的に協定書を締結することで問題なし。ただし、個人情報について厳格な取り扱いが明文化されていることと、運用にあたってはシステムそのものが構築されていることを、確実に盛り込みなさいという答申をいただいています。

翌日の新聞紙等に、武雄市の図書館の指定管理に関する個人情報の取り扱いについて、問題なしと答申があったことが報道されました。

○委員長

この個人情報保護については何か質問ありませんか。よろしいでしょうか。〔「はい」の声あり〕

○A委員

会社から指定管理指定申請書とか誓約書が出ていますが、これは正式なものですか。仕様書の様式と宛名が違います。

○文化・学習課長

仕様書の宛名については、正式には教育委員会が正当です。公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例と同じく、市長を教育委員会と読み替えて、手続きについては教育委員会の方でしなければならないので。

○A委員

臨時議会の時には、申請書とか仕様書は参考資料として議員に配付されるのですか。

○文化・学習課長

2 ページの事業計画総括表とCCCの団体概要を提出することになっています。

○委員長

確認ですが、申請書4 ページの意味は具体的にどういうことですか。

○文化・学習課長

指定管理をお願いするのは図書館のほうですが、建物、施設は図書館・歴史資料館一体的に管理をお願いすると、計画書に上がっていますのは、複合施設としてより効果的な運営を図ることが求められたわけで、せっかく歴史資料が展示してありますし、歴史資料に詳しい方がいらっしゃいますので、図書館と連携した事業をすることによって、それぞれ相乗効果が生まれるということになります。ここに書かれているのは、郷土資料や歴史資料に関する専門誌もあるのでそれを互いに活用することで、複合施設としての機能を発揮しますということ。公立図書館としての機能は当然はたし、新しいサービスもしていただく。なおかつ歴史資料館との連携を図りますということが、3つの大きな内容です。

○委員長

たとえば、今までのように歴史資料などの企画展などもできるのですか。

○文化・学習課長

具体的に申しますと、たとえば、歴史資料館の企画展示室で展示がありました内容について、興味を持たれた方が、こういうことについて調べたいな、知りたいなと思われたら、図書館の方でそれに合わせて、調べやすいように特集を組まれるとか、そういう連携を図って、全体としての複合施設としての機能を高めていくということです。

CCCという会社は企画会社なので、いろいろな企画のノウハウをたくさん持っていますので、そういったところは期待できると思います。

○B委員

今日、臨時の教育委員会ですけれども、今日一回であとは臨時議会におおされて、決定という形になるのでしょうか。

○教育部長

それは、今日の結果によってまた考えたいと思います。

○A委員

今進めている電子図書については、これからも増やして、継続していかれるのですか。

○文化・学習課長

武雄MY図書館構想、それについては継続をしていこうと思います。そのへんは、特にデジタル化の協議会がありますので、ここは市の直営で会の運営とかはやって行こうと思います。

○委員長

今のB委員の質問は、どういうことですか。

○B委員

今日これで、はいそうですか、分かりましたという形になるのか、またこういう場が開かれてから、臨時議会に提出されるのかということです。資料も今日見せていただいて、今日これでという形になるのか。文化・学習課長から説明いただきましたけれども、どうなのかなと思ったものですから。

○委員長

もうちょっと検討の時間を下さいということですか。

○B委員

見直すというより、質問とか出て、私が以前から申し上げているポイントはおさえていただいているなとは思っているんです。ただ、資料とかも今日見せていただいて、目を通す時間というか、もうちょっと時間をいただければなということと、一回でいいのかなと思ったものですから。どうしても今日で、ということであれば、それはそれだと思いますが。とても大切なことですので、一回でいいのかなと思いました。

○教育長

仕様書と申請書というのは、細かな点とかは変更ありうるのかな。たとえば、9人ですとあるのを、向こうが人数を増やしたり減らしたりとか。具体的なことになれば、細かな違いというのは出てくるかなと思うのですが。

○文化・学習課長

指定管理の指定が決定されたのちに、協定書を結ぶことになっていますので、協定書の中でお互いが守らなくちゃいけないことが入ります。今、教育長がおっしゃったように、変更が生じた場合はお互い協議をする。特に教育委員会に報告をして協議をするという形になっています。現在は、うちの仕様書を受けて、先方から申請書、計画書が出されているところです。

○Ａ委員

６月議会で条例改正をして、指定管理者の候補としてＣＣＣが出てきて、仕様書に基づいて指定申請書が出されて、今度の臨時議会に、ＣＣＣを指定管理者としていいかという議案をあげていいかというのを今日、教育委員会で決めるわけでしょ。先ほど教育長が言われたように内容的なものについては、今後、協定書で結ぶこともあるだろうし、指定管理を進めていくうえでまた変えていくこともできるわけですね、大きいことはできないでしょうが。今日は、この議案を議会に提出していいかということ、決めるわけでしょ。

○文化・学習課長

冒頭、教育総務課長からもありましたように、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第４条にのっとって、ここは市長を教育委員会と読み替えて、指定管理候補者を選定することになっています。ですから、今回は教育委員会として、この会社を候補者として選定するか、しないかということですよ。

○Ｂ委員

Ａ委員さんがおっしゃったように、今回は、１９号議案、指定管理候補者として選定するための臨時会なので、それは、分かりますけれども、資料等も今日渡されて、課長から説明を受けただけで、そうですね、ＣＣＣだけしかありませんのでそれで選定すると、一回で決めていいのかなと思って。

○Ａ委員

私は、武雄市が仕様書を作って、その仕様書を受けて正式にＣＣＣから申請書が出されたわけですから、また、ＣＣＣの他には候補者がいないので、指定管理候補者としてＣＣＣを選定し、臨時議会に議案として提案するのは適当と思います。

○教育長

庁内の選定委員会からの通知と、一番話題になっていた個人情報についても保護審議会から問題なしとの報告をもらっているわけです。さらに、詳細な部分については、これからもご意見が出てくるでしょうし、具体的なところについては疑問もあると思いますが、基本となる仕様書ということで了解をいただければということです。

○Ｂ委員

そしたらこれで進んで行って、１年で何か大きな問題等が生じた場合は、その都度改善ができるということですか。

○教育長

協定書の１５条で、協定の改定として事情が変更したときはと、こういう項目があるので、協議の上改定することは、保証してあります。

○Ｂ委員

そこら辺について、大きな会社と行政側との細かい部分の見直しができるのですか。

○教育長

やっていかないといけない。それはこちらにとって非常に重要な事業と同時に、向こうにとっても初めての事業で非常に慎重にやっておられる。だから、当然1年ならずとも改善改定していかなければならない部分は出てくる可能性はあるだろうと思います。大きい会社であればあるほど慎重にされているというのはあります。

○A委員

仕様書に基づいて、会社がちゃんとやっているかどうかは、もちろん武雄市の方で監督しないといけないだろうし、毎年毎年、事業報告書を出すようになっているので、それででもチェックはできると思います。

○B委員

ものすごく楽しみにしている反面、そこら辺の細かい部分のすり合わせ等が、そういうのも今からのことだろうと思いますが。わかりました。

○委員長

19号議案については、これでよろしいでしょうか。〔「はい」の声あり〕可決いたしました。

ありがとうございました。

指定に入ったら、点検評価も絶えずしていかなければならないと思います。市民サービスが一番の狙いでしたので、その評価もきちんとしていきたいと思います。

これで臨時の教育委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

午前10時46分 閉会